

入札説明書等配布一覧表

調達する役務の名称

[山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・一般競争入札参加資格確認申請書 ・入札書 ・委任状 ・確約書	1 部
2	<収集運搬及び処分業者用> ・山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託仕様書 ・山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書（書式）	1 部
3	<収集運搬業者用> ・山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬業務委託仕様書 ・山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬業務委託契約書（書式）	1 部
4	<処分業者用> ・山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の処分業務委託仕様書 ・山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の処分業務委託契約書（書式）	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県観光文化スポーツ部スポーツ振興課

入 札 説 明 書

山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

契約、仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）

〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県観光文化スポーツ部スポーツ振興課

スポーツ企画係 電話番号 023 (630) 2868

メールアドレス ysposhin (あっと) pref.yamagata.jp

※「(あっと)」は「@」に置き換える。

2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告 3 の (9) により特別管理産業廃棄物の処分業の許可を受けていない収集運搬業者が本件調達役務に係る廃棄物を提携する処分業の許可を受けている者に搬入する場合、当該処分業者（以下「提携処分業者」という。）は廃棄物の種類ごととすることができる。（以下、提携処分業者に廃棄物を搬入するとして入札に参加する収集運搬業者を「処分業務の提携により入札に参加する者」という。）
- (3) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を、公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1-1 号又は第 1-2 号）
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 14 条の 4 第 1 項及び第 6 項の規定による県知事の許可を有することを証する書類の写し（ただし、処分業務の提携により入札に参加する者は、当該者に係る廃掃法第 14 条の 4 第 1 項の規定による県知事許可を証する書類の写しと提携処分業者に係る同法第 14 条第 6 項の規定による県知事許可を証する書類の写しを併せて提出すること。）

(3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。電子メールで提出する場合は、PDF形式で送付すること。

(4) 申請書等を提出した者は、入札日の前日までにその内容に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。

なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

(5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年9月17日（水）までに通知する。

5 仕様書に関する質問等

(1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年9月11日（木）午後5時までに契約担当部局に別紙様式第7号により持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（PDF形式）で提出すること。

なお、郵送等による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければならない。

(2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、1の場所において閲覧に供する。

6 入札の辞退等

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。

(2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

7 入札

(1) 入札書の様式は、入札書（様式第11号）による。

(2) 処分業務の提携により入札に参加する者の入札は、収集運搬業務に係る金額を記入した入札書に、提携処分業者が作成した確約書（別紙様式第12号）を添付し提出すること。この場合、処分業務に係る金額は、確約書に記入された金額により申し込みがあったものとし、当該金額は入札書には記入しないこと。

(3) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）

(4) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

(5) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。

なお、令和7年9月22日（月）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。

- (6) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第9号）を作成し提出させること。
- (7) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。
また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (8) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費並びに産業廃棄物税又は当該税相当額を含む総額とする。
- (9) 本件調達役務に係る産業廃棄物を中間処理を行わずに直接最終処分する場合は、山形県が納税義務を負う産業廃棄物税について、その金額を併せて記入すること。

8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に係りのない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書及び確約書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) 処分業務の提携により入札に参加した者が、提携処分業者の確約書を提出しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

10 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

11 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された公告2の(1)イの(i)及び(ロ)並びにロの(i)及び(ロ)ごとの予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)イの(i)及び(ロ)並びにロの(i)及び(ロ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額（ただし、処分業務の提携により入札に参加した者の入札にあっては、2の(1)イの(i)及

び(ロ)ごとの入札価格並びにロの(イ)及び(ロ)ごとの確約書に記入された金額(以下「確約価格」という。)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額とする。)が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った者(以下「最低価格入札者」という。)を落札者とする。

ただし、処分業務の提携により入札に参加した者が最低価格入札者となった場合において、その提携処分業者が入札参加資格審査日から開札日までの期間中のいずれかの日において山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたときは、当該最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内での価格をもって入札(有効な入札に限る。)を行った次順位の者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

(3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

12 その他

(1) 申請書等及び確約書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

(2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。

(4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。

(5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑(入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。)を持参すること。

なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示により落札決定を通知する。

(6) 本件契約の条項は、別に示す契約書(書式)による。

(7) 処分業務の提携により入札に参加した者が落札者となった場合、その提携処分業者との契約金額は、落札決定を受けた入札書に添付され提出された確約書に記載された確約価格に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額により行うものとする。

なお、当該提携処分業者が本件調達役務に係る産業廃棄物を中間処理を行わずに直接最終処分する者である場合の契約金額は、上記に関わらず、落札決定を受けた入札書に添付され提出された確約書に記載された確約価格に、当該金額から1キログラム当たりの産業廃棄物税額を差し引いた金額の100分の10に相当する金額を加算した額により行なうものとする。

(8) 処分業務の提携により入札に参加した者が落札者となった場合に、提携処分業者が契約を締結しないときは、落札者との契約締結も行わないものとする。

(9) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

(10) 現地説明会の日時及び場所

ア 日時 令和7年9月1日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所 山形市霞城町1番2号 山形県体育館 会議室

現地説明会への参加を希望する場合は、令和7年8月28日（木）正午までに契約担当部局に電子メールにより申し込むこと。申込み後、必ず電話で到達を確認すること。

なお、申込期限までに参加申込がない場合は、現地説明会は開催しない。